

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約（電子黒板180台）	No.5200198
工（納）期	令和12年8月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	96,463,180円（消費税込み）	

契約相手方	FLCS株式会社  (法人番号：2010001128507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

## 業者選定理由書

件名	賃貸借契約(電子黒板180台)
指名業者(案)	名称 FLC S株式会社 代表者 東京公共営業部長 及川 雅史 所在地 東京都千代田区神田練堀町3番地
指定製品	テクノホライゾン株式会社製電子黒板 CBS-ELM65F11
特命理由	<p>本件は、区立小中学校の特別教室で使用する電子黒板の賃貸借契約である。主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 【製品指定について】 区立小中学校の普通教室では、令和7年度の入札により選定した上記製品を使用している。特別教室にも同一製品を納入することにより、取り扱いに関して教員への新たな指導を行う必要がないことから、教員の負担軽減及び円滑な授業の実施が可能である。 以上のことから、本製品の指定は妥当である。</p> <p>【相手方指定について】 上記業者は、現在区立小中学校の普通教室で使用している上記製品計535台の保守業務を受託しているため、新たに納入する製品についても、上記業者が引き続き保守業務を受託することで、学校運営を効率的に行うことができる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)